

第10版

食品添加物公定書

2024

厚生労働省

消費者庁

本書は、第10版 食品添加物公定書という。この略名を「食添十」、「食添10」又は「JSFA-X」とする。

食品添加物の名称とは、成分規格・保存基準各条に掲げた日本名又は日本名別名である。また、成分規格・保存基準各条において英名を掲げる。

食品添加物公定書沿革略記

食品衛生に関する全国的な取締りは、明治 11 年 4 月 18 日乙第 35 号「アニリン其他鉍属製ノ絵具染料ヲ以テ飲食物ニ着色スルモノ取締方」によって、内務卿から各府県に通達されたのを最初とする。さらに、同年 9 月に製氷営業人に対し、製造及び発売の時あらかじめ管轄庁の検査を受けさせるように布達が出された。しかし、これより前にも各府県において、自発的に規則を定めて取締りを行っていた。すなわち、京都府が明治 5 年に舶来飲食物の検査に着手したのを初めとし、神奈川県、堺県、栃木県、兵庫県等が飲食物の着色料の取締りをなし、明治 11 年 5 月に京都府が「飲食物彩色料販売規則」を、堺県が「飲食物着色料取締規則」を制定した。また、牛乳の取締りについては、明治 11 年 6 月に東京警視本署が「搾取人取締規則」を作ったのを初めとし、その後、神奈川県が同年 11 月に「営業規則」を制定し、兵庫県もまた「搾取人及請売人取締規則」を制定した。

しかしながら、食品衛生に関して、全国的かつ一般的な法律が定められたのは、「飲食物其ノ他ノ物品取締ニ関スル法律」（明治 33 年 2 月 23 日 法律第 15 号）が最初である。同法第 1 条において「販売ノ用ニ供スル飲食物又ハ販売ノ用ニ供シ若ハ営業上ニ使用スル飲食物器、割烹具及其ノ他ノ物品ニシテ衛生上危害ヲ生スルノ虞アルモノハ法令ノ定ムル所ニ依リ行政庁ニ於テ其ノ製造、採取、販売、授与若ハ使用ヲ禁止シ又ハ其ノ営業ヲ禁止シ若ハ停止スルコトヲ得前項ノ場合ニ於テ行政庁ハ物品ノ所有者若ハ所持者ヲシテ其ノ物品ヲ廃棄セシメ又ハ行政庁ニ於テ直接ニ之ヲ廃棄シ其ノ他必要ノ処分ヲ為スコトヲ得（以下略）」と規定して、行政庁が法律の定めるところにより、販売の用に供する飲食物等の製造、採取、販売、授与若しくは使用を禁止し、又はその営業を禁止し若しくは停止することができるようにし、またその他物品の廃棄処分、検査のための収去等ができるようにした。

翌月「飲食物其ノ他物品取締ニ関スル法律施行ニ関スル省令」（明治 33 年 3 月 27 日 内務省令第 10 号）が定められ、警視總監、北海道庁長官、府県知事が、法令に明文のある場合、前記の法律第 15 号によって行政庁に属する職権を行うこと及びその職権の軽易なものは警察官署に委任できることが定められ、警察官による食品衛生の取締りが行われるようになった。

このように「飲食物其ノ他ノ物品取締ニ関スル法律」は、飲食物取締りについての概括的な規定を設けたもので、具体的な事項、すなわち各飲食物、飲食物用器具等については、同年 4 月以降次に掲げるような内務省令が制定された。これらはいずれも中央衛生会会長の建議によりその趣旨が適切で必要なものと認め、これを公布したものである。

牛乳営業取締規則（明治 33 年 4 月 7 日 内務省令第 15 号）

有害性着色料取締規則（明治 33 年 4 月 17 日 内務省令第 17 号）

清涼飲料水営業取締規則（明治 33 年 6 月 5 日 内務省令第 30 号）

氷雪営業取締規則（明治 33 年 7 月 3 日 内務省令第 37 号）

飲食物用器具取締規則（明治 33 年 12 月 17 日 内務省令第 50 号）

人工甘味質取締規則（明治 34 年 10 月 16 日 内務省令第 31 号）

飲食物防腐剤取締規則（明治 36 年 9 月 28 日 内務省令第 10 号）

メチールアルコール（木精）取締規則（明治 45 年 5 月 28 日 内務省令第 8 号）

その後、「飲食物防腐剤取締規則」は、昭和 3 年に漂白剤を加えて「飲食物防腐剤漂白剤

取締規則」(昭和3年6月15日 内務省令第22号)と改正され、昭和8年には「牛乳営業取締規則」の大改正が行われた。

このように昭和の初期までに一応法令が整備されたが、これら国の法令は、飲食物に関する全部を包括するものではなかった。したがって、ほとんどの府県では、法律第15号の委任による府県令として「料理店飲食店営業取締規則」、「飲食物営業取締規則」を設け、その他食肉、氷菓、山羊乳等に関しても別々に取締規則が設けられていた。

第二次世界大戦後、昭和21年5月に「人工甘味質取締規則」を改正して、「溶性サッカリン」を、さらに同年7月に「ズルチン」をそれぞれ許可した。また「有毒飲食物等取締令」(昭和21年1月30日 勅令第25号)を制定し、メタノール含有物の販売のみならず所持をも禁止した。

昭和22年4月、「飲食物その他の物品取締に関する法律及び有毒飲食物等取締令の施行に関する省令」(昭和22年4月30日 厚生省令第10号)が制定され、明治33年の「飲食物其ノ他ノ物品取締ニ関する法律」及び昭和21年の「有毒物飲食物等取締令」が一本化され、「飲食物其ノ他物品取締ニ関スル法律施行に関する省令」(明治33年 内務省令第10号)は廃止された。

また、同年5月、「飲食物営業取締規則」(昭和22年5月2日 厚生省令第15号)が制定された。

新憲法の施行に伴い、食品衛生に関する総括的な法律として「食品衛生法」(昭和22年12月24日 法律第233号)が制定され、半年後に「食品衛生法施行規則」(昭和23年7月13日 厚生省令第23号)及び「食品衛生法第7条及び第10条の規定による食品、添加物、器具及び容器包装の規格及び基準」(昭和23年7月13日 厚生省告示第54号)が定められ、これによって定められた規格又は基準の検定について準拠すべき試験法として、「食品衛生試験法」(昭和23年12月18日 厚生省告示第106号)が定められた。乳及び乳製品の成分規格等に関しては、当初は前記告示第54号に規定されていたが、昭和25年に「乳、乳製品及び類似製品の成分規格等に関する省令」(昭和25年10月16日 厚生省令第58号)が単独省令として定められ、昭和26年には更に改正されて「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」(昭和26年12月27日 厚生省令第52号)となり、これに伴って「食品衛生法」及びその他の関係法規も改正された。昭和30年にはヒ素混入の調製粉乳による中毒事件が起り、これを機として昭和32年6月15日に「食品衛生法」の一部改正が行われ、食品添加物公定書について次のような規定が設けられた。

「食品衛生法第十三条 厚生大臣は、食品添加物公定書を作成し、第七条第一項の規定により基準又は規格が定められた添加物及び第十一条第一項の規定により基準が定められた添加物につき当該基準及び規格を収載するものとする。」

また、同時に同法第二十五条も次のように改正され、食品衛生調査会の審議事項に、新たに食品添加物公定書作成に関する事項が加えられることとなった。

「食品衛生法第二十五条第一項 厚生大臣の諮問に応じ、食中毒の防止に関する事項、食品添加物公定書の作成に関する事項その他食品衛生に関する重要事項を調査審議させるため、厚生大臣の監督に属する食品衛生調査会を置く。」

これに基づいて、食品衛生調査会は厚生大臣の諮問に応じ公定書部会を設けた。公定書部会は、委員29名及び調査員53名をもって構成され、委員及び調査員はその分担する品

目の種類により、次のように第一から第六の小部会に分かれて各条原案の作成並びに審議に当り、厚生省においても、この体制に即応して公定書作成班を編成した。

なお、各小部会の長は通則小部会を組織し、通則、一般試験法の作成並びに審議及び各条原案の統一を行った。

さらに関西小部会を設けて関西側との意見調整を図った。

以上審議の結果、食品衛生調査会は昭和 34 年 11 月 12 日厚生大臣あてに答申を行い、これにより厚生大臣は、昭和 35 年 3 月 15 日「第一版食品添加物公定書」を公表した。この「第一版食品添加物公定書」に成分規格が収載されたのは、次の 198 品目であった。

◇第一小部会

亜硝酸カリウム、亜硝酸ナトリウム、亜硫酸カリウム、亜硫酸水素ナトリウム、亜硫酸水素ナトリウム液、亜硫酸ナトリウム（結晶）、亜硫酸ナトリウム（無水）、塩化アンモニウム、塩化カルシウム、塩酸、サラシ粉、高度サラシ粉、三二酸化鉄、次亜塩素酸ナトリウム、次亜硫酸ナトリウム、硝酸カリウム、硝酸ナトリウム、水酸化ナトリウム、水酸化ナトリウム液、炭酸アンモニウム、炭酸カリウム（無水）、炭酸水素アンモニウム、炭酸水素ナトリウム、炭酸ナトリウム（無水）、チオ硫酸ナトリウム、メタ重亜硫酸カリウム、硫酸、硫酸アンモニウム、硫酸カルシウム、硫酸ナトリウム

◇第二小部会

アンモニウムミョウバン、焼アンモニウムミョウバン、塩化マグネシウム、過酸化水素、過マンガン酸カリウム、過硫酸アンモニウム、酸性ピロリン酸カルシウム、酸性ピロリン酸ナトリウム、シュウ酸、臭素酸カルシウム、水酸化カルシウム、タルク、炭酸カルシウム、炭酸マグネシウム、ピロリン酸カリウム、ピロリン酸ナトリウム（結晶）、ピロリン酸ナトリウム（無水）、ポリリン酸カリウム、ポリリン酸ナトリウム、ミョウバン、焼ミョウバン、メタリン酸カリウム、メタリン酸ナトリウム、硫酸第一鉄、硫酸銅、硫酸マグネシウム、リン酸、リン酸一アンモニウム、リン酸二アンモニウム、リン酸一カリウム、リン酸二カリウム、リン酸三カリウム、第一リン酸カルシウム、第二リン酸カルシウム、第三リン酸カルシウム、リン酸一ナトリウム、リン酸二ナトリウム（結晶）、リン酸二ナトリウム（無水）、リン酸三ナトリウム（結晶）

◇第三小部会

過酸化ベンゾイル、合成膨張剤、食用赤色 1 号、食用赤色 2 号、食用赤色 3 号、食用赤色 4 号、食用赤色 5 号、食用赤色 101 号、食用赤色 102 号、食用赤色 103 号、食用赤色 104 号、食用赤色 105 号、食用赤色 106 号、食用だいたい色 1 号、食用だいたい色 2 号、食用黄色 1 号、食用黄色 2 号、食用黄色 3 号、食用黄色 4 号、食用黄色 5 号、食用緑色 1 号、食用緑色 2 号、食用緑色 3 号、食用青色 1 号、食用青色 2 号、食用紫色 1 号、鉄クロロフィリンカリウム、鉄クロロフィリンナトリウム、銅クロロフィリンカリウム、銅クロロフィリンナトリウム、銅クロロフィル

◇第四小部会

アスコルビン酸ナトリウム、安息香酸、安息香酸ナトリウム、クロラミン B、クロラミン T、サリチル酸、ジブチルヒドロキシトルエン、ソルビン酸、ソルビン酸ナトリウム、デヒドロ酢酸、デヒドロ酢酸ナトリウム、ニトロフラズーン、ニトロフルリルアクリル酸アミド、パラオキシ安息香酸エチル、パラオキシ安息香酸ブチル、パラオキシ安息香ブ

ロピル、ハラゾーン、ピペロニルブトキサイド、プチルヒドロキシアニソール、プロトカテキユ酸エチル、没食子酸イソアミル、没食子酸プロピル、メチルナフトキノン

◇第五小部会

アスコルビン酸、アルギン酸ナトリウム、アルギン酸プロピレングリコールエステル、エステルガム、カルシフェロール、クエン酸鉄、クエン酸鉄アンモニウム、グリセリン脂肪酸エステル、グリセロリン酸カルシウム、コレカルシフェロール、酢酸ビニル樹脂、ジベンゾイルチアミン、ジベンゾイルチアミン塩酸塩、ショ糖脂肪酸エステル、シリコーン樹脂、繊維素グリコール酸ナトリウム、ソルビタン脂肪酸エステル、チアミン塩酸塩、チアミン硝酸塩、チアミンセチル硫酸塩、チアミンチオシアン酸塩、チアミンナフタリン-1, 5-ジスルホン酸塩、チアミンナフタリン-2, 6-ジスルホン酸塩、チアミンナフタリン塩、チアミンラウリル硫酸塩、ニコチン酸、ニコチン酸アミド、乳酸カルシウム、乳酸鉄、パントテン酸カルシウム、パントテン酸ナトリウム、ピリドキシン塩酸塩、フタル酸ジブチル、ブチルフタリルブチルグリコレート、DL-メチオニン、L-メチオニン、メチルヘスペリジン、モルホリン脂肪酸塩、葉酸、L-リジン塩素塩、リボフラビン、リボフラビンリン酸エステルナトリウム

◇第六小部会

アラニン、イソチオシアン酸アリル、エチルバニリン、クエン酸、クエン酸ナトリウム、グリシン、グリセリン、グルタミン酸ナトリウム、ケイ皮アルデヒド、コハク酸、コハク酸ナトリウム、サイクラミン酸ナトリウム、酢酸、氷酢酸、酢酸エチル、酢酸ナトリウム、サッカリンナトリウム、シトラール、酒石酸、酒石酸水素カリウム、酒石酸ナトリウム、ズルチン、ソルビット、ソルビット液、乳酸、バニリン、フマル酸、プロピレングリコール、ベンジルアルコール、ベンズアルデヒド、dl-メントール、l-メントール、dl-リンゴ酸

食品衛生調査会によって第一版食品添加物公定書が作成された後にも、公定書部会を再編成し、その分担する品目の種類により次の第一から第四の小部会を設けて、添加物の成分規格、一般試験法、試薬、試液等の審議を行った。また、関西小部会を設け関西側との意見の調整を図った。この再編成された公定書部会の審議に基づいて第一版食品添加物公定書の追補が作成された。各追補の作成年月日及び収載品目は次のとおりである。

追補1 昭和35年12月20日 23品目

第一小部会

固形かんすい、液状かんすい、希釈粉末かんすい、臭素化油

第二小部会

5'-イノシン酸ナトリウム、β-カロチン、DL-スレオニン、L-スレオニン、DL-トリプトファン、L-トリプトファン、L-ヒスチジン塩酸塩、L-フェニルアラニン、L-リジン、L-グルタミン酸塩、5'-リボヌクレオタイドナトリウム

第三小部会

コハク酸一ナトリウム、ソルビン酸カリウム、乳酸ナトリウム液、フマル酸一ナトリウム、メチルセルロース、dl-リンゴ酸ナトリウム

第四小部会

塩化アルミニウム（無水）、リン酸一ナトリウム（無水）、リン酸三ナトリウム（無水）

追補2 昭和36年1月20日 19品目

第二小部会

L-アスパラギン酸ナトリウム、L-イソロイシン、エリソルビン酸、エリソルビン酸ナトリウム、カゼイン、カゼインナトリウム、5'-グアニル酸ナトリウム、クエン酸カルシウム、大豆リン脂質、L-バリン、ビタミンA油、粉末ビタミンA、油性ビタミンA脂肪酸エステル、プロピレングリコール脂肪酸エステル、L-リジンL-アスパラギン酸塩

第三小部会

コリンコリン酸塩、サイクラミン酸カルシウム、サッカリン

第四小部会

塩化アルミニウム（結晶）

追補3 昭和37年6月30日 32品目

第一小部会

アニスアルデヒド、アンラニル酸メチル、イソオイゲノール、イソ吉草酸イソアミル、イソ吉草酸エチル、ウンデカラクトン、エナント酸エチル、オイゲノール、カプロン酸、カプロン酸エチル、ギ酸イソアミル、グルコノデルタラクトン、グルコン酸液、ケイ皮アルコール、ケイ皮酸、ケイ皮酸エチル、ケイ皮酸メチル、酢酸イソアミル、酢酸ブチル、酢酸ベンジル、酢酸リナリル、サリチル酸メチル、デシルアルデヒド、ノナラクトン、ピペロナール、プロピオン酸イソアミル、メチルβ-ナフチルケトン、ユーカリプトル、酪酸、酪酸イソアミル、酪酸エチル、酪酸ブチル

追補4 昭和38年7月26日 23品目

第一小部会

アセチルリシノール酸メチル、アセトン、ヘキサン

第二小部会

ベンゾイルチアミンジスルフィド、リボフラビン酪酸エステル

第三小部会

オキシエチレン高級脂肪族アルコール、オレイン酸ナトリウム、D-キシロース、クエン酸（無水）、グルコン酸カルシウム、コハク酸クエン酸鉄ナトリウム、コンドロイチン硫酸ナトリウム、繊維素グリコール酸カルシウム、デンプングリコール酸ナトリウム、パラオキシ安息香酸イソブチル、パラオキシ安息香酸イソプロピル、パラオキシ安息香酸セカンダリブチル、プロピオン酸カルシウム、プロピオン酸ナトリウム、ポリアクリル酸ナトリウム

第四小部会

亜塩素酸ナトリウム、塩化第二鉄、硫酸第一鉄（乾燥）

追補5 昭和39年7月15日 39品目

第一小部会

アセト酢酸エチル、アセトフェノン、α-アミルシンナミックアルデヒド、カプロン酸アリル、ギ酸ゲラニル、ギ酸シトロネリル、ゲラニオール、酢酸ゲラニル、酢酸シトロネリル、酢酸シンナミル、酢酸テルピニル、酢酸フェニルエチル、1-酢酸メンチル、シクロヘキシルプロピオン酸アリル、シトロネラール、シトロネロール、テルピ

ネオール、パラチルアセトフェノン、ヒドロキシシトロネラール、フェニル酢酸イソブチル、フェニル酢酸エチル、プロピオン酸ベンジル、*d*-ボルネオール、マルトール、*N*-メチルアンスラニル酸メチル、ヨノン

第二小部会

L-アスコルビン酸ステアリン酸エステル、L-アルギニンL-グルタミン酸塩、5'-ウリジル酸ナトリウム、L-グルタミン酸、5'-シチジル酸ナトリウム、L-テアニン

第三小部会

dl-酒石酸、*dl*-酒石酸水素カリウム、*dl*-酒石酸ナトリウム、ステアリル乳酸カルシウム、デンプンリン酸エステルナトリウム、ラウリルトリチルアンモニウム-2, 4, 5-トリクロルフェノキサイド

第四小部会

イオン交換樹脂

この5冊の追補が作成されたのに続いて、昭和40年12月に開かれた公定書部会の審議によって次の28品目の成分規格が新しく定められた。

第一小部会

オクチルアルデヒド、カプリル酸エチル、カプリン酸エチル、酢酸シクロヘキシル、デシルアルコール、ヒドロキシシトロネラールジメチルアセタール、フェニル酢酸イソアミル、プロピオン酸エチル、*l*-ペリラアルデヒド、酪酸シクロヘキシル、リナロール

第三小部会

酢酸ナトリウム（無水）、食用赤色2号アルミニウムレーキ、食用赤色3号アルミニウムレーキ、食用黄色4号アルミニウムレーキ、食用黄色5号アルミニウムレーキ、食用緑色1号アルミニウムレーキ、食用緑色2号アルミニウムレーキ、食用緑色3号アルミニウムレーキ、食用青色1号アルミニウムレーキ、食用青色2号アルミニウムレーキ、食用紫色1号アルミニウムレーキ、2-(2-フリル)-3-(5-ニトロ-2-フリル)アクリル酸アミド

第四小部会

活性炭、ケイソウ土、水酸化ナトリウム（結晶）、炭酸ナトリウム（結晶）、白陶土

以上の第一版食品添加物公定書作成後の改正を併せて収録し、昭和41年2月17日第二版食品添加物公定書が作成された。

昭和41年2月23日に食品衛生調査会公定書部会は添加物部会に統合され、食品添加物公定書に関する事項は以後添加物部会が担当することとなった。再編成された添加物部会の審議に基づいて、昭和44年5月22日第二版食品添加物公定書の追補1が作成された。追補1の収載品目は次のとおりである。

新たに収載された品目

グリチルリチン酸二ナトリウム、グリチルリチン酸三ナトリウム、L-システイン塩酸塩、水溶性アナトー、ポリイソブチレン、ポリオキシエチレン高級脂肪族アルコール、ポリブテン、D-マンニット、5'-リボヌクレオタイドカルシウム

既存規格の改正が行われた品目

L-アスコルビン酸ステアリン酸エステル、ケイソウ土、D-ソルビット液、ソルビン酸カリウム、白陶土、ピリドキシリン塩酸塩、ブチルヒドロキシアニソール、L-リジン塩酸塩

追補1以降、下記品目について規格が新設又は改正された。

昭和45年11月20日

シヨ糖脂肪酸エステル、流動パラフィン

昭和46年2月26日

次亜硫酸ナトリウム、水酸化カルシウム、炭酸カルシウム、乳酸カルシウム、フマル酸、メタリン酸カリウム、硫酸カルシウム、*dl*-リンゴ酸

昭和46年5月1日

dl- α -トコフェロール

昭和47年8月30日

タール色素の製剤

昭和48年10月1日

L-アスコルビン酸ステアリン酸エステル、L-アスコルビン酸ナトリウム、L-アスパラギン酸ナトリウム、アセト酢酸エチル、アセトン、アニスアルデヒド、 α -アミルシンナミックアルデヒド、DL-アラニン、亜硫酸水素ナトリウム、L-アルギニン、L-グルタミン酸塩、アルギン酸ナトリウム、アンスラニル酸メチル、安息香酸ナトリウム、アンモニア、アンモニウムミョウバン、イソオイゲノール、イソ吉草酸イソアミル、イソ吉草酸エチル、L-イソロイシン、5'-イノシン酸ナトリウム、5'-ウリジル酸ナトリウム、ウンデカラクトン、エチルバニリン、エリソルビン酸ナトリウム、塩化カルシウム、塩化第二鉄、オイゲノール、オクチルアルデヒド、過酸化水素、カゼイン、カゼインナトリウム、活性炭、カプリル酸エチル、カプロン酸アリル、カルシフェロール、5'-グアニル酸ナトリウム、クエン酸(結晶)、クエン酸(無水)、クエン酸カルシウム、クエン酸ナトリウム、グリシン、グリセロリン酸カルシウム、グリチルリチン酸二ナトリウム、グリチルリチン酸三ナトリウム、グルコノデルタラクトン、グルコン酸液、グルコン酸カルシウム、L-グルタミン酸、L-グルタミン酸ナトリウム、ケイ皮アルデヒド、ケイ皮酸メチル、合成膨張剤、コハク酸一ナトリウム、コハク酸二ナトリウム、コリンリン酸塩、コレカルシフェロール、コンドロイチン硫酸ナトリウム、酢酸イソアミル、酢酸エチル、酢酸ゲラニル、酢酸シトロネリル、酢酸シンナミル、酢酸テルピニル、酢酸ナトリウム(結晶)、酢酸ナトリウム(無水)、酢酸フェニルエチル、酢酸ベンジル、酢酸リナリル、サッカリン、サッカリンナトリウム、サリチル酸メチル、酸性ピロリン酸カルシウム、酸性ピロリン酸ナトリウム、次亜塩素酸ナトリウム、シクロヘキシルプロピオン酸アリル、L-システイン塩酸塩、5'-シチジル酸ナトリウム、シトラール、シトロネラール、ジフェニル、ジブチルヒドロキシトルエン、ジベンゾイルチアミン、ジベンゾイルチアミン塩酸塩、シュウ酸、臭素酸カリウム、*d*-酒石酸、*dl*-酒石酸、*d*-酒石酸水素カリウム、*dl*-酒石酸水素カリウム、*d*-酒石酸ナトリウム、*dl*-酒石酸ナトリウム、硝酸ナトリウム、食用赤色2号、食用赤色2号アルミニウムレーキ、食用赤色3号、食用赤色3号アルミニウムレーキ、食用赤色102号、食用赤色104号、食用赤色105号、食用赤色106号、

食用黄色4号、食用黄色4号アルミニウムレーキ、食用黄色5号、食用黄色5号アルミニウムレーキ、食用緑色3号、食用緑色3号アルミニウムレーキ、食用青色1号、食用青色1号アルミニウムレーキ、食用青色2号、食用青色2号アルミニウムレーキ、タール色素の製剤、ショ糖脂肪酸エステル、水酸化ナトリウム、水酸化ナトリウム（結晶）、水酸化ナトリウム液、DL-スレオニン、L-スレオニン、繊維素グリコール酸カルシウム、繊維素グリコール酸ナトリウム、D-ソルビット液、ソルビン酸、ソルビン酸カリウム、炭酸カリウム（無水）、炭酸カルシウム、炭酸水素ナトリウム、炭酸ナトリウム（無水）、炭酸ナトリウム（結晶）、炭酸マグネシウム、チアミン塩酸塩、チアミン硝酸塩、チアミンセチル硫酸塩、チアミンチオシアン酸塩、チアミンナフタリン-1、5-ジスルホン酸塩、チアミンナフタリン-2、6-ジスルホン酸塩、チアミンフタリン塩、チアミンラウリル硫酸塩、L-テアニン、デシルアルデヒド、鉄クロロフィリンナトリウム、デヒドロ酢酸ナトリウム、デンプングリコール酸ナトリウム、デンプンリン酸エステルナトリウム、銅クロロフィリンナトリウム、銅クロロフィル、DL-トリプトファン、L-トリプトファン、ニコチン酸、ニコチン酸アミド、二酸化炭素、乳酸カルシウム、乳酸鉄、乳酸ナトリウム液、ノナラクトン、バニリン、L-バリン、パントテン酸カルシウム、パントテン酸ナトリウム、L-ヒスチジン塩酸塩、ビタミンA油、粉末ビタミンA、油性ビタミンA脂肪酸エステル、ヒドロキシシトロネラール、ピペロナル、ピペロニルブトキサイド、ピリドキシン塩酸塩、ピロリン酸カルシウム、ピロリン酸ナトリウム（結晶）、ピロリン酸ナトリウム（無水）、L-フェニルアラニン、ブチルヒドロキシアニソール、フマル酸一ナトリウム、2-(2-フリル)-3-(5-ニトロ-2-フリル)アクリル酸アミド、プロピオン酸カルシウム、プロピオン酸ナトリウム、ヘキサシラン、ベンズアルデヒド、ベンゾイルチアミンジスルフィド、ポリリン酸カリウム、ポリリン酸ナトリウム、d-Mボルネオール、ミョウバン、焼ミョウバン、メタリン酸カリウム、メタリン酸ナトリウム、DL-メチオニン、L-メチオニン、dl-メントール、l-メントール、焼アンモニウムミョウバン、葉酸、ラウリルトリメチルアンモニウム-2, 4, 5-トリクロルフェノキサイド、酪酸イソアミル、酪酸エチル、酪酸シクロヘキシル、L-リジンL-アスパラギン酸塩、L-リジン塩酸塩、L-リジンL-グルタミン酸塩、リナロール、リボフラビン、リボフラビン酪酸エステル、リボフラビンリン酸エステルナトリウム、硫酸アンモニウム、硫酸第一鉄（乾燥）、硫酸第一鉄（結晶）、硫酸ナトリウム、硫酸マグネシウム、d-リンゴ酸、dl-リンゴ酸ナトリウム、リン酸、リン酸一アンモニウム、リン酸二アンモニウム、リン酸一カリウム、リン酸二カリウム、リン酸三カリウム、第一リン酸カルシウム、第二リン酸カルシウム、第三リン酸カルシウム、リン酸一ナトリウム（結晶）、リン酸一ナトリウム（無水）、リン酸二ナトリウム（結晶）、リン酸二ナトリウム（無水）、リン酸三ナトリウム（結晶）、リン酸三ナトリウム（無水）

以上の第二版食品添加物公定書作成後の改正を併せて収録し、昭和49年3月1日第三版食品添加物公定書が作成された。

なお、第二版公表以後、第三版作成までに次の品目が削除された。

昭和41年7月15日

食用赤色4号、食用赤色5号、食用だいたい色1号、食用だいたい色2号、食用黄色

1号、食用黄色2号、食用黄色3号

昭和42年1月23日

食用緑色1号及びそのアルミニウムレーキ

昭和43年7月3日

ズルチン

昭和44年11月5日

サイクラミン酸カルシウム、サイクラミン酸ナトリウム

昭和45年5月29日

亜硝酸カリウム、過酸化窒素、食用緑色2号、プロトカテキユ酸エチル、没食子酸イソアミル

昭和46年2月26日

亜硫酸カリウム、過マンガン酸カリウム、クマリン及びその誘導体、クロラミンB、クロラミンT、臭素化油、食用赤色103号、ソルビン酸ナトリウム、鉄クロロフィリンカリウム、銅クロロフィリンカリウム、パラオキシ安息香酸セカンダリブチル、ハラゾーン、硫酸銅

昭和47年12月13日

食用紫色1号及びそのアルミニウムレーキ、フタル酸ジブチル、ブチルフタリルブチルグリコレート

第三版食品添加物公定書作成後、下記の品目について規格が新設又は改正された。

昭和49年5月18日

サッカリン、サッカリンナトリウム

昭和51年8月10日

L-アスパラギン酸ナトリウム、過酸化水素、β-カロチン、ケイソウ土、ステアリル乳酸カルシウム、炭酸カルシウム、パーライト、フマル酸

昭和52年9月30日

オルトフェニルフェノール、オルトフェニルフェノールナトリウム

昭和53年3月11日

イソ吉草酸イソアミル、イソ吉草酸エチル、5'-イノシン酸ナトリウム、グリセリン脂肪酸エステル、コハク酸二ナトリウム、酸性ピロリン酸カルシウム、ショ糖脂肪酸エステル、ソルビタン脂肪酸エステル、D-ソルビット、D-ソルビット液、大豆リン脂質、ビタミンA油、粉末ビタミンA、油性ビタミンA脂肪酸エステル、プロピレングリコール脂肪酸エステル、硫酸ナトリウム、硫酸マグネシウム、第一リン酸カルシウム、第二リン酸カルシウム、第三リン酸カルシウム、リン酸一ナトリウム(結晶)、リン酸一ナトリウム(無水)、リン酸二ナトリウム(結晶)、リン酸二ナトリウム(無水)、リン酸三ナトリウム(結晶)、リン酸三ナトリウム(無水)

なお、第三版公表以後、第四版作成までに次の品目が削除された。

昭和49年8月27日

2-(2-フリル)-3-(5-ニトロ-2-フリル)アクリル酸アミド

昭和50年7月25日

塩化アルミニウム(結晶)、塩化アルミニウム(無水)、サリチル酸

昭和 53 年 8 月 22 日

チオ硫酸ナトリウム、ラウリルトリメチルアンモニウム-2, 4, 5-トクロロフェノキサイド

以上の第三版食品添加物公定書作成後の改正を収録し、昭和 53 年 12 月 15 日第四版食品添加物公定書が作成された。

第四版食品添加物公定書作成後、下記の品目について規格が新設又は改正された。

昭和 54 年 5 月 28 日

チアベンダゾール、ナトリウムメチラート、ピロリン酸第一鉄液、ピロリン酸第二鉄液

昭和 56 年 6 月 10 日

ピロリン酸第二鉄、アセト酢酸エチル、イオン交換樹脂、エステルガム、塩化第二鉄、塩酸、D-キシロース、クエン酸鉄、クエン酸鉄アンモニウム、グリセリン、グリセリン脂肪酸エステル、グルコノデルタラクトン、グルコン酸液、コハク酸クエン酸鉄ナトリウム、三二酸化鉄、次亜硫酸ナトリウム、第一リン酸カルシウム、炭酸カルシウム、炭酸ナトリウム（無水）、二酸化炭素、乳酸、乳酸鉄、ピリドキシン塩酸塩、プロピレングリコール、ヘキサン、D-マンニット、焼アンモニウムミョウバン、焼ミョウバン、硫酸カルシウム、硫酸第一鉄（乾燥）、硫酸第一鉄（結晶）、dl-リンゴ酸、dl-リンゴ酸ナトリウム、リン酸一アンモニウム、リン酸二ナトリウム（結晶）、リン酸二ナトリウム（無水）

昭和 57 年 1 月 14 日

塩化カリウム、酸化マグネシウム

昭和 57 年 8 月 2 日

油脂

昭和 58 年 8 月 27 日

亜鉛塩類（グルコン酸亜鉛、硫酸亜鉛）、アジピン酸、アスパルテーム、エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム、エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム、クエン酸イソプロピル、グルコン酸鉄、銅塩類（グルコン酸銅、硫酸銅）、二酸化ケイ素、二酸化チタン、プロピオン酸

以上の第四版食品添加物公定書作成後の改正を収録し、昭和 61 年 11 月 20 日第五版食品添加物公定書が作成された。

第五版食品添加物公定書作成後、下記の品目について規格が新設又は改正された。

昭和 63 年 7 月 27 日

活性炭、タルク、乳酸、リン酸三カルシウム

平成 3 年 1 月 17 日

L-アスコルビン酸パルミチン酸エステル、クエン酸一カリウム、クエン酸三カリウム、L-グルタミン酸カリウム、L-グルタミン酸カルシウム、L-グルタミン酸マグネシウム、食用赤色 40 号、食用赤色 40 号アルミニウムレーキ、水酸化カリウム、水酸化カリウム液、微粒二酸化ケイ素

なお、第五版公表以後、第六版作成までに次の品目が削除された。

平成 3 年 3 月 27 日

グリチルリチン酸三ナトリウム、チアミンナフタレン-2, 6-ジスルホン酸塩、チアミンフタリン塩、デヒドロ酢酸

以上の第五版食品添加物公定書作成後の改正を収録し、平成4年8月13日第六版食品添加物公定書が作成された。

第一版、第二版、第三版、第四版、第五版及び第六版食品添加物公定書の作成に従事したものは次のとおりである。(アイウエオ順)

相原 伝	青山 寿雄	赤星 三弥	秋谷 七郎
秋山 孝	天野 立爾	新井 正泰	有本 邦太郎
五十嵐 脩	池田 正之	池田 良雄	石館 守三
石館 基	板井 孝信	市川 富夫	伊藤 康江
伊藤 誉志男	井上 哲男	今枝 一男	慶田 雅洋
岩尾 裕之	岩永 方一	岩原 繁雄	上田 英一郎
上野 真一	浮田 忠之進	牛丸 義留	内野 澄子
内海 勇	畝本 力	衛藤 次男	遠藤 登義
遠藤 英美	大我 勝躬	大沢 利昭	岡田 太郎
岡本 勇	奥田 治	小野 正夫	小原 正美
香川 芳子	樫原 亘	春日 斉	勝井 次男
加藤 三郎	金森 房子	神蔵 美枝子	亀谷 勝昭
刈米 達夫	川崎 近太郎	川城 巖	川田 公平
河端 俊治	河合 保彦	河村 太郎	菅野 三郎
菊地 武昭	北島 尚	金原 松次	日下 綱治
久保 文苗	熊崎 正夫	倉田 浩	倉八 正
栗原 翼	黒川 和男	呉地 伝夫	越川 昭三
小島 康平	菰田 太郎	近藤 雅臣	斎藤 進
坂井 節夫	坂上 米次	佐子 茂	坂元 貞一郎
桜井 寛	笹島 正秋	沢田 弘	澤村 良二
鹿間 嘉久蔵	斯波 之茂	霜 三雄	下村 孟
白石 慶子	白木 善三郎	白砂 幸雄	鈴木 郁生
鈴木 美智雄	瀬戸 寿太郎	高居 百合子	高木 誠司
高田 浩運	高橋 廉	高村 豊	高瀬 譲治
高畠 英伍	竹下 隆三	武田 明治	田谷 正太郎
田中 穰	田中 亀吉	田中 平三	谷村 顕雄
田村 健夫	旦 健一	塚田 博美	恒松 不二夫
露木 英男	寺島 敏夫	戸井 文一	富本 苞
豊田 勤治	中沢 泰男	永井 吉澄	長沢 金蔵
西野 入博香	野島 庄七	野田 喜一	野中 順三九
橋本 嘉平夫	浜田 扶	林 敏夫	林 誠
原田 基夫	春田 三佐夫	平岡 栄一	平沢 春次郎
広瀬 朝次	深間内 久雄	福井 清	福井 富次郎
福沢 富美	福田 英臣	福場 博保	藤井 清次

藤田昌彦	藤巻正生	細貝祐太郎	星野乙松
前川秀幸	俣野景典	松井多一	松本茂
三雲隆三郎	水谷清	水野伝一	宮木高明
宮嶋弘衛	村田敏郎	本橋信夫	元山正
桃井希義	森誓夫	山口四郎	山中和
山根靖弘	山本寿一	横関源延	義平邦利
米村康郎	渡辺厚	渡辺篤二	

第六版食品添加物公定書作成後、下記の品目について規格が新設された。

平成4年11月6日

イマザリル

平成7年4月14日

ポリビニルポリピロリドン

平成9年4月17日

キシリトール

平成10年9月18日

グルコン酸カリウム、グルコン酸ナトリウム

なお、第六版公表以後、第7版作成までに次の品目が削除された。

平成5年4月28日

サラシ粉、ポリオキシエチレン高級脂肪族アルコール

平成7年4月14日

オキシエチレン高級脂肪族アルコール

以上の第六版食品添加物公定書作成後の改正を収録し、平成11年4月20日第7版食品添加物公定書が作成された。また、第7版食品添加物公定書の作成に合わせて、下記の品目について規格が新設された。(60品目、3製剤)

アミノ酸 (13品目、3製剤)

L-アスパラギン、L-アスパラギン酸、L-アラニン、L-アルギニン、L-グルタミン、L-シスチン、L-セリン、L-チロシン、L-ヒスチジン、L-ヒドロキシプロリン、L-プロリン、L-リシン、L-ロイシン、L-アラニン液、L-プロリン液、L-リシン液

着色料 (18品目)

ウコン色素、カラメルⅠ、カラメルⅡ、カラメルⅢ、カラメルⅣ、クロロフィル、コチニール色素、デュナリエラカロテン、トウガラシ色素、ニンジンカロテン、パーム油カロテン、ビートルレッド、ブドウ果皮色素、ブラックカーラント色素、ベニコウジ色素、ベニバナ赤色素、ベニバナ黄色素、マリーゴールド色素

増粘安定剤 (13品目)

アラビアガム、アルギン酸、ガティガム、キサンタンガム、精製カラギナン、加工ユーケマ藻類、カラヤガム、カロブビーンガム、グァーガム、ジェランガム、ダンマル樹脂、トラガントガム、ペクチン

乳化剤 (1品目)

キラヤ抽出物
酸化防止剤（2品目）
d- α -トコフェロール、ミックストコフェロール
甘味料（1品目）
タウマチン
ガムベース（4品目）
カルナウバロウ、カンデリラロウ、シェラック、ミツロウ
酵素（4品目）
トリプシン、パパイン、ブロメライン、ペプシン
製造用剤（4品目）
 β -シクロデキストリン、植物タンニン、微結晶セルロース、粉末セルロース
第7版食品添加物公定書の調査改正に従事した者は、次のとおりである。

食品衛生調査会毒性・添加物合同部会

井上 達、江崎孝三郎、近藤雅臣、鈴木久乃、祖父尼俊雄、高仲 正、戸部満寿夫、
長尾美奈子、中澤裕之、成田弘子、林 裕造、福島昭治、三森国敏、山崎幹夫、山添 康
作成及び各条検討会委員

石綿 肇、井手速雄、伊藤誉志男、大森光明、河村葉子、柴田 正、関田節子、
鈴木助治、武田明治、田中 彰、中岡政吉、西島基弘、西宗高弘、早川堯夫、米谷民雄、
俣野和夫、松浦一雄、丸山進平、山田 隆、湯川宗昭、義平邦利

第7版食品添加物公定書作成後、第8版作成までに次の品目について規格が新設又は改正された。

平成11年7月30日

スクラロース

平成12年4月25日

アセスルファムカリウム

平成14年6月10日

次亜塩素酸水

平成14年8月1日

フェロシアン化物（フェロシアン化カリウム、フェロシアン化カルシウム、フェロシアン化ナトリウム）

平成15年6月26日

ビオチン、ヒドロキシプロピルメチルセルロース

平成15年10月16日

メチルヘスペリジン

平成16年1月20日

L-アスコルビン酸2- β -D-グルコシド、ステアリン酸マグネシウム、リン酸三マグネシウム

平成16年2月27日

タール色素（食用赤色2号、食用赤色40号、食用赤色40号アルミニウムレーキ、食

用赤色 102 号、食用黄色 4 号、食用黄色 5 号、食用黄色 5 号アルミニウムレーキ)

平成 16 年 12 月 24 日

イソブタノール、2-エチル-3, 5-ジメチルピラジン及び2-エチル-3, 6-ジメチルピラジンの混合物、ステアリン酸カルシウム、2, 3, 5, 6-テトラメチルピラジン

平成 17 年 2 月 24 日

プロパノール

平成 17 年 3 月 22 日

亜酸化窒素

平成 17 年 4 月 28 日

イソプロパノール

平成 17 年 8 月 19 日

アミルアルコール、イソアミルアルコール、2, 3, 5-トリメチルピラジン、ヒドロキシプロピルセルロース

平成 17 年 11 月 28 日

ナタマイシン

平成 18 年 5 月 16 日

アセトアルデヒド、2-エチル-3-メチルピラジン、5-メチルキノキサリン

平成 18 年 9 月 12 日

ブタノール

平成 18 年 12 月 26 日

アルギン酸アンモニウム、アルギン酸カリウム、アルギン酸カルシウム

なお、第 7 版作成後、第 8 版作成までに次の品目が削除された。

平成 12 年 6 月 30 日

アセチルリシノール酸メチル、コリンリン酸塩、ピロリン酸第一鉄

以上の第 7 版食品添加物公定書作成後の改正を収録し、平成 19 年 8 月 30 日第 8 版食品添加物公定書が作成された。また、第 8 版食品添加物公定書の作成に合わせて、下記の規格が新設された。(64 規格)

アカキャベツ色素、*N*-アセチルグルコサミン、5'-アデニル酸、*L*-アラビノース、*myo*-イノシトール、エンジュ抽出物、貝殻焼成カルシウム、活性白土、カードラン、カンゾウ抽出物、クチナシ青色素、クチナシ赤色素、クチナシ黄色素、 α -グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビア、酵素処理イソクエルシトリン、酵素処理ヘスペリジン、酵素分解レシチン、酵母細胞壁、骨炭、サイリウムシードガム、酸性白土、シアノコバラミン、 α -シクロデキストリン、 γ -シクロデキストリン、5'-シチジル酸、しらこたん白抽出物、ステビア抽出物、スピルリナ色素、粗製海水塩化マグネシウム、タウリン (抽出物)、タマリンドシードガム、タラガム、ツヤプリシン (抽出物)、デキストラン、トコトリエノール、*d*- γ -トコフェロール、*d*- δ -トコフェロール、トマト色素、納豆菌ガム、ナリンジン、パラフィンワックス、微小繊維状セルロース、フクロノリ抽出物、プルラン、ベタイン、ヘマトコッカス藻色素、ヘム鉄、ベントナイト、 ϵ -ポリリシン、マイクロクリスタリンワックス、マクロホモプシス

ガム、ムラサキイモ色素、ムラサキトウモロコシ色素、メナキノン（抽出物）、ヤマモモ抽出物、ユッカフォーム抽出物、ラカンカ抽出物、ラック色素、ラノリン、ラムザンガム、卵殻焼成カルシウム、リゾチーム、D-リボース、ルチン酵素分解物

第8版食品添加物公定書の調査改正に従事した者は、次のとおりである。

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会

石田裕美、小沢理恵子、工藤一郎、佐藤恭子、棚元憲一、長尾美奈子、中澤裕之、西島基弘、堀江正一、米谷民雄、山川 隆、山添 康、吉池信男

第8版食品添加物公定書作成検討会委員

浅野貞男、伊藤弘一、伊藤誉志男、岡 尚男、河村葉子、合田幸広、小嶋茂雄、斎藤 寛、高橋仁一、棚元憲一、所 一彦、外海泰秀、中村幹雄、西島基弘、米谷民雄、山崎 壮、山田 隆、四方田千佳子、渡部健二郎

第8版食品添加物公定書作成後、第9版作成までに次の品目について規格が新設又は改正された。

平成19年4月26日

トコフェロール酢酸エステル、*d*- α -トコフェロール酢酸エステル

平成19年8月3日

イソブチルアルデヒド、2-メチルブタノール

平成19年10月26日

ブチルアルデヒド

平成19年12月28日

ネオテーム

平成20年4月30日

L-アスコルビン酸カルシウム、ケイ酸カルシウム、ポリソルベート 20、ポリソルベート 60、ポリソルベート 65、ポリソルベート 80

平成20年7月4日

水酸化マグネシウム

平成20年10月1日

アセチル化アジピン酸架橋デンブン、アセチル化酸化デンブン、アセチル化リン酸架橋デンブン、オクテニルコハク酸デンブンナトリウム、酢酸デンブン、酸化デンブン、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンブン、ヒドロキシプロピルデンブン、リン酸架橋デンブン、リン酸化デンブン、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンブン

平成21年3月2日

ナイシン

平成21年6月4日

イソバレルアルデヒド、2, 3-ジメチルピラジン、2, 5-ジメチルピリジン、2, 6-ジメチルピラジン、バレルアルデヒド

平成22年5月28日

2-エチルピラジン、ステアロイル乳酸ナトリウム、ソルビン酸カルシウム、5, 6,

7, 8-テトラヒドロキノキサリン、プロピオンアルデヒド、2-ペンタノール、6-メチルキノリン、2-メチルピラジン、3-メチル-2-ブタノール、2-メチルブチルアルデヒド

平成 22 年 10 月 20 日

イソペンチルアミン、2-エチル-5-メチルピラジン、L-グルタミン酸アンモニウム、ケイ酸マグネシウム

平成 22 年 11 月 10 日

フェネチルアミン、ブチルアミン

平成 22 年 12 月 13 日

ピペリジン、ピロリジン

平成 23 年 3 月 15 日

5-エチル-2-メチルピリジン、2, 6-ジメチルピリジン

平成 23 年 6 月 28 日

2, 3-ジエチル-5-メチルピラジン、2-(3-フェニルプロピル)ピリジン、5-メチル-6, 7-ジヒドロ-5H-シクロペンタピラジン

平成 23 年 7 月 19 日

ピラジン、1-ペンテン-3-オール、3-メチル-2-ブテナール、3-メチル-2-ブテノール

平成 23 年 8 月 31 日

フルジオキソニル

平成 23 年 12 月 27 日

イソキノリン、ピロール

平成 24 年 4 月 26 日

次亜塩素酸水

平成 24 年 11 月 2 日

trans-2-ペンテナール、リン酸一水素マグネシウム

平成 24 年 12 月 28 日

(3-アミノ-3-カルボキシプロピル)ジメチルスルホニウム塩化物、2-エチル-6-メチルピラジン、サッカリンカルシウム、トリメチルアミン、*trans*-2-メチル-2-ブテナール

平成 25 年 2 月 1 日

亜塩素酸水

平成 25 年 3 月 12 日

アゾキシストロビン

平成 25 年 5 月 15 日

乳酸カリウム、硫酸カリウム

平成 25 年 8 月 6 日

3-エチルピリジン、ピリメタニル

平成 25 年 10 月 22 日

酸化カルシウム

平成 25 年 12 月 4 日

イソプロパノール、酢酸カルシウム

平成 26 年 6 月 18 日

アドバンテーム、 β -アポ-8'-カロテナール、ポリビニルピロリドン

平成 26 年 8 月 8 日

グルタミルバリルグリシン

平成 26 年 11 月 17 日

アスパラギナーゼ、2, 3-ジエチルピラジン

平成 27 年 2 月 20 日

カンタキサンチン

平成 27 年 5 月 19 日

クエン酸三エチル

平成 27 年 7 月 29 日

アンモニウムイソバレレート

平成 27 年 9 月 18 日

1-メチルナフタレン

平成 28 年 9 月 26 日

アスパラギナーゼ、亜セレン酸ナトリウム

平成 28 年 10 月 6 日

オクタン酸、過酢酸製剤、次亜臭素酸水、1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸

なお、第 8 版作成後、第 9 版作成までに次の品目が削除された。

平成 21 年 6 月 4 日

デンプンリン酸エステルナトリウム

以上の第 8 版食品添加物公定書作成後の改正を収録し、平成 29 年 11 月 30 日第 9 版食品添加物公定書が作成された。また、第 9 版食品添加物公定書の作成に合わせて、下記の規格が新設された。

ア 酵素 (62 品目)

アガラーゼ、アクチニジン、アシラーゼ、アスコルビン酸オキシダーゼ、 α -アセトラクタートデカルボキシラーゼ、アミノペプチダーゼ、 α -アミラーゼ、 β -アミラーゼ、アルギン酸リアーゼ、アントシアナーゼ、イソアミラーゼ、イヌリナーゼ、インベルターゼ、ウレアーゼ、エキソマルトテトラオヒドロラーゼ、エステラーゼ、カタラーゼ、 α -ガラクトシダーゼ、 β -ガラクトシダーゼ、カルボキシペプチダーゼ、キシラナーゼ、キチナーゼ、キトサナーゼ、グルカナナーゼ、グルコアミラーゼ、 α -グルコシダーゼ、 β -グルコシダーゼ、 α -グルコシルトランスフェラーゼ、グルコースイソメラーゼ、グルコースオキシダーゼ、グルタミナーゼ、酸性ホスファターゼ、シクロデキストリングルカノトランスフェラーゼ、セルラーゼ、タンナーゼ、5'-デアミナーゼ、デキストラナーゼ、トランスグルコシダーゼ、トランスグルタミナーゼ、トレハロースホスホリラーゼ、ナリンジナーゼ、パーオキシダーゼ、パンクレアチン、フィシン、フィターゼ、フルクトシルトランスフェラーゼ、プルラナーゼ、プ

ロテアーゼ、ペクチナーゼ、ヘスペリジナーゼ、ペプチダーゼ、ヘミセルラーゼ、ホスホジエステラーゼ、ホスホリパーゼ、ポリフェノールオキシダーゼ、マルトースホスホリラーゼ、マルトトリオヒドロラーゼ、ムラミダーゼ、ラクトパーオキシダーゼ、リパーゼ、リポキシゲナーゼ、レンネット

イ 酵素以外（27品目）（※ [] 内は成分規格名を示す。）

アナトー色素、ウェランガム、 γ -オリザノール、カカオ色素、カフェイン（抽出物）、カラシ抽出物、カロブ色素、 α -グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビア [α -グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビオール配糖体]、酵素処理ルチン（抽出物）、酵素分解カンゾウ、コウリヤン色素、コメヌカ油抽出物、焼成カルシウム [骨焼成カルシウム]、植物性ステロール、ステビア抽出物 [ステビオール配糖体]、タマネギ色素、タマリンド色素、動物性ステロール、フィチン酸、フェルラ酸、ブドウ種子抽出物、ペクチン分解物、ヘスペリジン、ベニコウジ黄色素、未焼成カルシウム [サンゴ未焼成カルシウム]、ラクトフェリン濃縮物、L-ラムノース

第9版食品添加物公定書の調査改正に従事した者は、次のとおりである。

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会

石見佳子、井手速雄、井部明広、小川久美子、鎌田洋一、笹本剛生、佐藤恭子、杉本直樹、戸塚ゆ加里、中島春紫、原俊太郎、二村睦子、由田克士、吉成浩一、若林敬二

第9版食品添加物公定書作成検討会委員

龜山浩、石井里枝、伊藤澄夫、井部明広、植松洋子、加藤善昭、河村葉子、岸弘子、合田幸広、佐藤恭子、白須由治、高橋仁一、棚元憲一、寺田久屋、西島基弘、平原嘉親、堀江正一、米谷民雄、彌勒地義治、六鹿元雄、村田義文、山崎壯、山田隆、四方田千佳子

第9版食品添加物公定書作成後、第10版作成までに第9版追補1及び同追補2の作成並びに次の品目について規格が新設又は改正された。

平成30年7月3日

プロピコナゾール

平成30年8月8日

亜セレン酸ナトリウム、ビオチン

文言整理を行った添加物（グルコン酸亜鉛、グルコン酸銅、硫酸亜鉛、硫酸銅）

平成30年9月21日

フルジオキソニル

平成30年11月30日

β -ガラクトシダーゼ、フルクトシルトランスフェラーゼ、硫酸アルミニウムアンモニウム、硫酸アルミニウムカリウム

令和元年6月6日

アルゴン、イソブチルアミン、イソプロピルアミン、*sec*-ブチルアミン、プロピルアミン、ヘキシルアミン、ペンチルアミン、2-メチルブチルアミン

令和元年6月27日

次亜臭素酸水

令和2年1月15日

二炭酸ジメチル

令和2年3月31日

プシコースエピメラーゼ

令和2年6月18日

ジフェノコナゾール、アセト酢酸エチル

第9版追補1作成

令和2年12月4日

L-酒石酸カリウム、メタ酒石酸、規格基準が設定されている炭酸カルシウムの名称を炭酸カルシウムⅠと改め、新たに炭酸カルシウムⅡの規格基準を設定

令和3年1月15日

亜硫酸水素アンモニウム水、キチングルカン、DL-酒石酸カリウム、ビニルイミダゾール・ビニルピロリドン共重合体

令和3年2月3日

アゾキシストロビン

令和4年7月12日

第9版追補2作成

令和4年8月30日

炭酸水素カリウム

令和4年10月26日

L-酒石酸カルシウム、フェロシアン化カリウム

令和5年7月26日

フィチン酸カルシウム、硫酸銅

令和5年11月7日

L-システイン塩酸塩

まえがき

食品添加物の製造・品質管理技術の進展及び分析技術の進歩に対応した食品添加物公定書とするため、厚生労働省は平成 30 年 6 月に第 10 版の食品添加物公定書の原案を作成する第 10 版食品添加物公定書作成検討会を設置した。

検討会では、平成 7 年の食品衛生法改正に伴い、既存添加物（いわゆる天然添加物）の成分規格を充実すること、科学技術の進歩に伴う新たな試験法の収載等を行うこと、国際的な整合化を行うこと等を目的とした。

このようにして作成された第 10 版食品添加物公定書の原案をもとに、食品添加物公定書の改正に伴う、「食品、添加物等の規格基準」の改正は、令和 5 年 3 月に薬事・食品衛生審議会に諮問され、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会で検討が行われ、令和 6 年 1 月厚生労働大臣に答申された。

この改定により、第 10 版食品添加物公定書は、通則 41 項目、一般試験法 48 項目、試薬・試液等 10 項目、成分規格・保存基準各条 773 条、製造基準、使用基準及び表示基準からなり、全般についての改正要旨は次のとおりである。

1 A 通則中の主な改正事項

- (1) 国際整合性の観点から、参照する原子量表を変更した。
- (2) 試験の実行性の確保のため、試験器具を追加した。
- (3) 流通実態との整合性確保のため、試験器具の名称及び規格の変更を行った。

2 B 一般試験法中の主な改正事項

- (1) 亜硫酸塩定量法の操作法について、デンプン試液の変更に伴い、呈色に関する規定の整備を行った。
- (2) 液体クロマトグラフィーについて、D 成分規格・保存基準各条等の既存添加物に係る改正及び新設に伴い、相対モル感度法の操作法及び用語を新たに規定した。
- (3) ガスクロマトグラフィーの装置について、試料の導入方法を追加した。また、同試験法による定量の方法として相対モル感度法を追加するため、操作法を新たに規定した。
- (4) 赤外吸収スペクトル測定法に、測定用試料の調製及び測定の項目に吸収スペクトルの測定法として減衰全反射法（「ATR法」という。）を追加した。
- (5) タール色素製剤試験法について、1. 他の色素及び2. 他の色素レーキの試験項目名及びろ紙の規格の改正並びに用いる対照液の追加を行った。
- (6) 鉛試験法（原子吸光光度法）について、(2)試験に、原子吸光光度法の規定に倣い、試験に用いる試薬等に関する注意書きを追加した。
- (7) 微生物限度試験法について、3. 大腸菌群及び大腸菌試験操作法(2)に培養温度を追加した。
- (8) メトキシ基定量法について、本試験法を用いていた「メチルセルロース」の成分規格・保存基準の改正に伴いメトキシ基定量法は不要になるため削除した。
- (9) 誘導結合プラズマ発光分光分析法を、「誘導結合プラズマ発光分光分析法及び誘導結合プラズマ質量分析法」に改めた。

(10) 溶状試験法について、基準液の調製に用いるデキストリン水和物溶液（1→50）を添加しなくても試験結果に差はないため、デキストリン水和物溶液（1→50）削除した。

(11) 元素分析法、残留溶媒試験法、質量分析法及び滴定終点検出法を新たに設定した。

3 C 試薬・試液等中の主な改正事項

(1) 成分規格の追加等に伴う試薬・試液等の追加及び削除を行った。

(2) 各品目の参照赤外吸収スペクトルを削除し、D 成分規格・保存基準各条の各品目に必要な参照赤外吸収スペクトルの新たな追加を行った。また、計量器として用器の規格の追加を行った。

4 D 成分規格・保存基準各条中の主な改正事項

(1) 新たに成分規格を設定した既存添加物 45 品目

「アグロバクテリウムスクシノグリカン」、「アスペルギルステレウス糖たん白質」、「うに殻焼成カルシウム」、「ウルシロウ」、「エレミ樹脂」、「塩水湖水低塩化ナトリウム液」、「カワラヨモギ抽出物」、「カンゾウ油性抽出物」、「グァーガム酵素分解物」、「クエルセチン」、「グルコサミン」、「くん液」、「ゲンチアナ抽出物」、「香辛料抽出物」、「酵素処理レシチン」、「コメヌカロウ」、「サトウキビロウ」、「サバクヨモギシードガム」、「シェラックロウ」、「ジェルトン」、「シタン色素」、「ジャマイカカッシア抽出物」、「植物炭末色素」、「精油除去ウイキョウ抽出物」、「セイヨウワサビ抽出物」、「造礁サンゴ焼成カルシウム」、「粗製海水塩化カリウム」、「チクル」、「チャ抽出物」、「トウガラシ水性抽出物」、「トレハロース」、「生コーヒー豆抽出物（ペースト品、液体品）」、「乳清焼成カルシウム」、「ヒアルロン酸」、「フィチン（抽出物）」、「分岐シクロデキストリン（粉末品）」、「ヘプタン」、「没食子酸」、「ミルラ」、「メバロン酸」、「モクロウ」、「レイシ抽出物」、「ロシン」、「ローズマリー抽出物（水溶性）」、「ローズマリー抽出物（非水溶性）」

(2) 指定添加物 105 品目に係る成分規格（128 項目）、既存添加物 59 品目に係る成分規格（86 項目）及び添加物製剤 2 品目に係る成分規格（3 項目）について、試験の操作性の改善及び精度の向上、名称及び構造式、用語、用例、計算式等の記載の統一、使用試薬・試液の変更等を目的として各成分規格を改正した。

(3) 個別規格として規定するための改正を行った添加物

ア 指定添加物 2 品目（※ [] 内は個別規格名を示す。）

「アスパラギナーゼ」[「アスパラギナーゼ (*A. niger* ASP-72 株由来)」、「アスパラギナーゼ (*A. oryzae* NZYM-SP 株由来)」、 「イオン交換樹脂」[「イオン交換樹脂（粒状）」、「イオン交換樹脂（粉状）」、「イオン交換樹脂（懸濁液）」]

イ 既存添加物 5 品目（※ [] 内は個別規格名を示す。）

「アナトー色素」[「アナトー色素（ノルビキシン）」、「アナトー色素（ビキシン）」]、「カンゾウ抽出物」[「カンゾウ抽出物（粗製物）」、「カンゾウ抽出物（精製物）」]、「シェラック」[「シェラック（白シェラック）」、「シェラック（精製シェラック）」]、「植物性ステロール」[「植物性ステロール（遊離体高濃度品）」、「植物性ステロール（遊離体低濃度品）」]、「フィチン酸」[「フィチン酸（液体品）」、「フィチン酸（粉末品）」]

ウ 添加物製剤 2 品目 (※ [] 内は個別成分規格名を示す。)

「かんすい」[「かんすい (固形)」、「かんすい (液状)」、「かんすい (希釈粉末)」、
「合成膨張剤」[「合成膨張剤 (一剤式)」、「合成膨張剤 (二剤式)」、「合成膨張剤
(アンモニア系)」]

(4) 前文について、組換えDNA技術によって得られた生物を利用して製造された酵
素のうち、酵素の定義の基原にかかる規定を適用しないものを明確にした

5 E 製造基準及びF 使用基準の主な改正事項

(1) 対象物質の明確化のため、「砂」を削除し、「不溶性の鉱物性物質」を明記した。

6 1～5のほか、用語、用例等の記載の統一等の所要の改正を行った。

第 10 版食品添加物公定書の調査改正に従事した者は、次のとおりである。

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会

大塚健治、栗形麻樹子、児玉浩明、笹本剛生、杉本直樹、瀧本秀美、多田敦子、
頭金正博、戸塚ゆ加里、中島春紫、原俊太郎、二村睦子、松藤寛、三浦進司、
渡辺麻衣子

第 10 版食品添加物公定書作成検討会委員

天倉吉章、石井里枝、内山奈穂子、笠原陽子、工藤由起子、窪崎敦隆、小西典子、
小林千種、佐藤恭子、杉本直樹、関戸晴子、関谷史子、高橋仁一、多田敦子、
等々力博志、中村公亮、原俊太郎、樋口彰、堀江正一、彌勒地義治、六鹿元雄、
村田義文、森本隆司、山崎壮、渡邊武俊